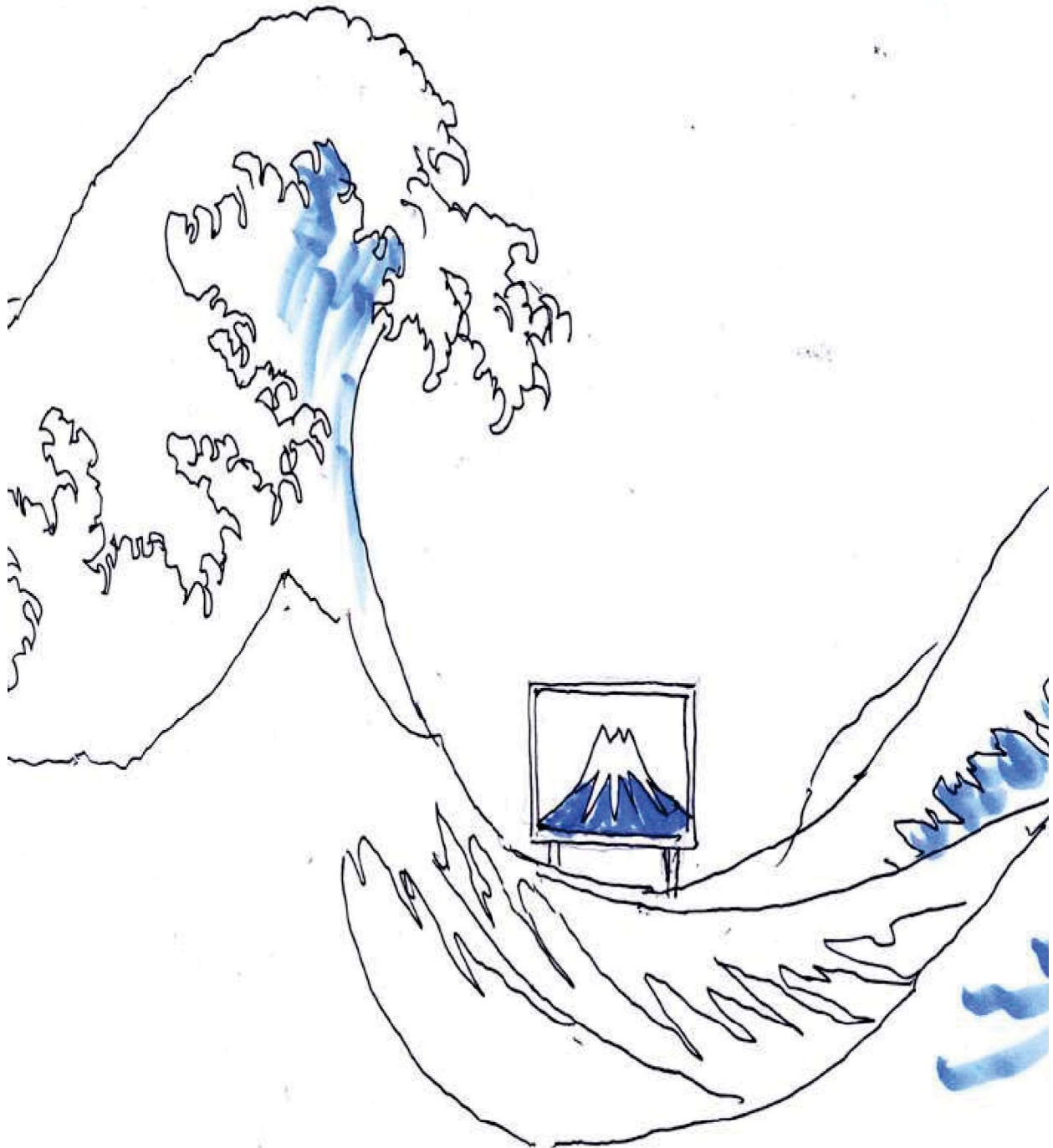


# 静岡市屋外広告物ガイドライン

## ③みせかた編



---

静岡市景観まちづくり課

---

# はじめに

わたしたちのまち静岡は、水深 2,500 mと日本一深い駿河湾に面し、富士山世界文化遺産の構成資産でもある白砂青松の三保松原を有しています。また、旧東海道宿場町や城下町から発展してきた市街地には、蒲原宿や由比宿などの伝統的なまち並み、駿府城公園、国宝久能山東照宮、登呂公園といった、長い歴史を感じられる建築物や史跡が残されています。

その上に、暮らしや文化、経済活動が折り重なった本市の景観は市民共通の財産となっています。

この景観を構成する要素の一つに、屋外広告物が挙げられ、「静岡市屋外広告物条例」に基づき、規制をしています。同条例を遵守することは屋外広告物による景観形成にあたり、最低限のルールであることは言うまでもありません。

ルールを守った上で、屋外広告物のデザインがさらに質の高いものとなるよう、屋外広告物を制作する際に配慮すべき事項をまとめた「静岡市屋外広告物ガイドライン③みせかた編」を策定しました。

屋外広告物の制作に携わる皆さまにこのガイドラインを積極的に活用していただき、良好な景観形成に寄与する屋外広告物の制作について、理解をさらに深化していただきたいと考えています。

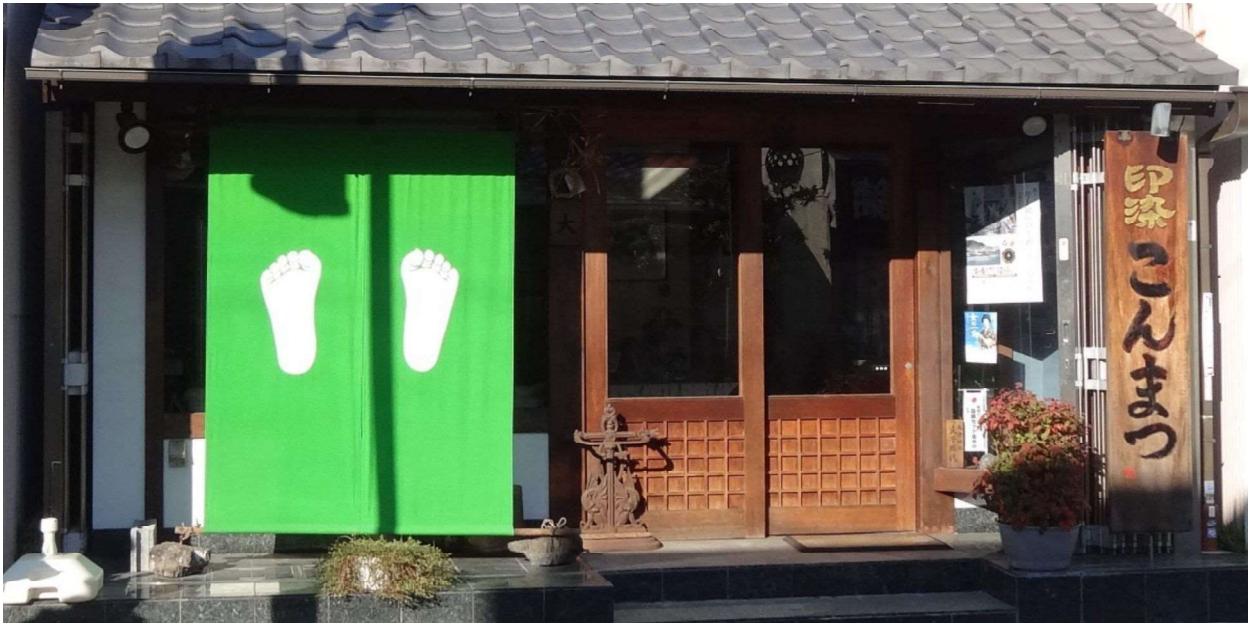
周辺環境との共生、協調という表現でなければ、受け手に視覚的な混乱を生じさせ、目立たせることは逆効果になりかねません。

景観は一日にしてならず。そのために、屋外広告物が周辺の景観と共生、協調し、お互いが魅力を高め合う関係となることを願います。



「静岡市まちかどコレクション」の部門賞『まちかど看板コレクション』の受賞事例

■こんまつ旗店



【受賞理由】 間口3間の店構えでは、大きく足裏が染め抜かれた緑色ののれんが目を引く。これはこの店の仕事を示すものであるが、あえて文字や職業を示す文様は入れず、見る人の想像に任せたかったという。のれんは自然石に繋ぎ止められ、右端の板看板はその後ろに横引きシャッターが格納されるようになっている。また、傘立てやランプシェードは骨董品の転用で、木製建具と相まって落ち着いた調和をつくっている。店をアピールする看板や小物が建築とも関連して、行き届いた工夫がなされている。

■オプティーク HARUTA 伝馬町店



【受賞理由】 まちなかの細い路地に黒い建物。古い日本家屋をリノベーションした建物は瓦をはじめ、マットな黒色を基調とした統一感のある外観。瓦屋根から少し飛び出す丸眼鏡の形をした立体的な看板は、上品かつ人目を引く。建物と一体感を持ちながら、厚みと質感で十分その存在をアピールし、一目で「メガネ屋さん」とわかるシンプルで面白いのあるデザイン。

## 「静岡市まちかどコレクション」の部門賞『まちかど看板コレクション』の受賞事例

### ■風土菓庵原屋



- 【受賞理由】 手前の頭上には開口いっぱいの丈の短いもの、奥には引き戸サイズの丈の長いものの、二種類の二重掛けになっていて、奥行きと広がりを感じさせ、見る者に見応えと迫力を与える。また、暖簾という布の看板は、日本独自の伝統的文化で、この地を訪れた外国人観光客の目にも、とても興味深く映る。そして、この暖簾は、時期が来るとその季節に合った色やデザインに衣替えされ、人々の住来を温かく見守っている。

### ■旬菜旬魚 造りの山葵



- 【受賞理由】 店舗入口の黒い壁に設置された看板は、山葵の形と英文字で構成され、緑一色とシンプルで洗練されたデザインでありながら、静岡名産の山葵を使った料理を提供することをストレートに伝える力強さも持っている。夜間は日中と異なり、看板裏側の光源で浮かび上がった山葵のシルエットが、周囲の縦格子から漏れる光とともに、通りを歩く人を引き付ける魅力的なサインとなっている。



## 第1章 策定にあたって

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| ● 1 | ガイドライン策定の目的           | 07 |
| ● 2 | 行政の役割とガイドラインの位置付け     | 07 |
| ● 3 | ガイドラインの対象範囲           | 08 |
| ● 4 | 静岡らしい景観               | 09 |
| ● 5 | 屋外広告と景観形成             | 10 |
| ● 6 | 屋外広告と景観形成の事例          | 11 |
| ● 7 | 静岡市屋外広告物のみせかたに係る現状と課題 | 12 |

## 第2章 表示等に関する配慮事項

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| ● 1 | 大きさ                 | 17 |
| ● 2 | 協調性                 | 18 |
| ● 3 | 情報の整理・構成            | 19 |
| ● 4 | 色彩                  | 27 |
| ● 5 | 地域性・場所性             | 29 |
| ● 6 | 屋外広告物の計画におけるチェックリスト | 31 |

## 第3章 地域特性を生かした取り決め事項

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| ● | 特別規制地域における案内広告の許可基準 | 33 |
| ● | 御幸通り周辺広告景観整備地区      | 35 |
| ● | 東静岡駅周辺広告景観整備地区      | 38 |
| ● | 三保半島広告景観整備地区        | 41 |
| ● | 恩田原・片山地区広告景観協定地区    | 45 |

## 参考資料

|      |    |
|------|----|
| 参考資料 | 47 |
|------|----|



# 1章 策定にあたって

## 1 ガイドラインの策定の目的

### ■目的

本市では、屋外広告物のオーナーや看板業者の皆様の参考として、適正な管理に必要な安全点検における点検箇所や点検項目などをとりまとめた「静岡市屋外広告物ガイドライン①安全点検編」、屋外広告物の制作時における留意事項をとりまとめた「静岡市屋外広告物ガイドライン②つくりかた編」をこれまでに作成・公表してきました。

今回、本ガイドラインでは、看板をデザインする屋外広告物制作者の心得として屋外広告物の「デザイン」に関することを中心に配慮事項をまとめて解説します。みせかた編のガイドラインを通して、屋外広告物制作者が持つ知識やスキルのベースアップをはかり、もって本市の良好な屋外広告の景観形成に寄与することを目的としています。



## 2 行政の役割とガイドラインの位置付け

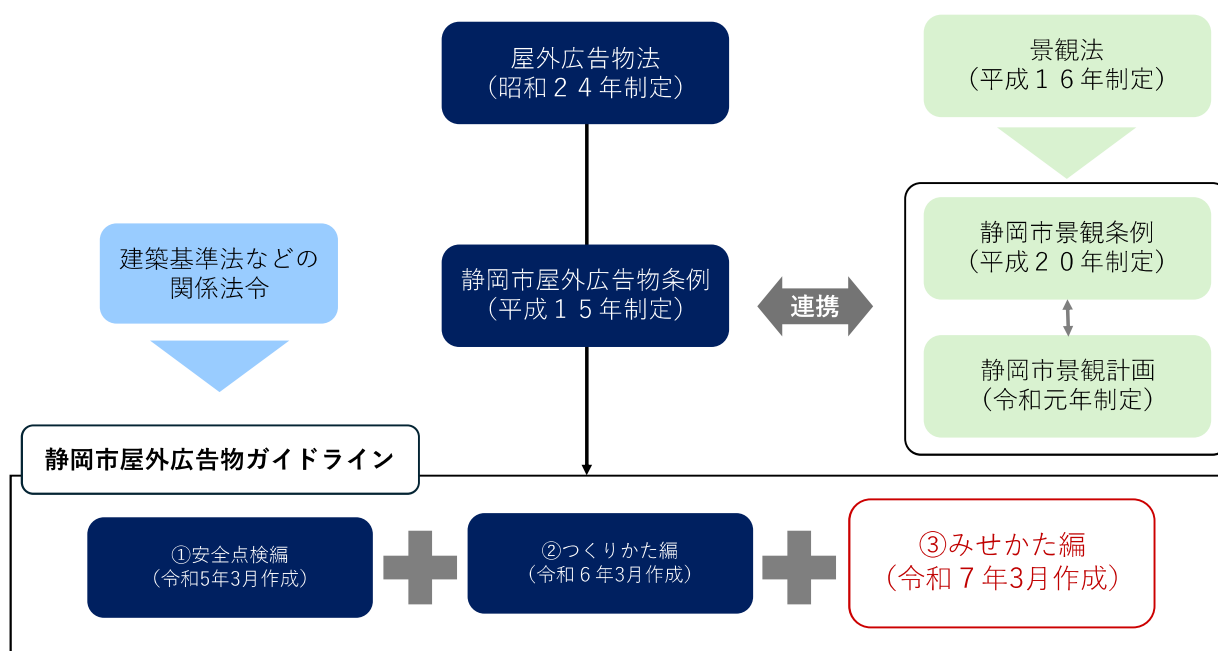
### ■位置付け

屋外広告物における行政の役割は、屋外広告物条例に基づき、屋外広告物及び屋外広告業者に対して、必要な規制や指導、助言、勧告をおこなうことです。

本ガイドラインは、その役割の一環として、屋外広告物の「デザイン」に関することを中心に配慮事項をまとめた解説書となります。

屋外広告物の表示・設置を計画する際には、「屋外広告物のしおり」に掲載している本市の規制基準を遵守した上で、屋外広告物の制作にあたり、本ガイドラインを活用していただければと考えています。

## 位置付け図



## 3 ガイドラインの対象範囲

### ■対象範囲

屋外広告物の制作に携わる人を対象者【クリエイター】として、「屋外広告物法第2条で定められた屋外広告物」を対象範囲としています。

# 1章 策定にあたって

## 4 静岡らしい景観

### 4-1 静岡らしい景観の形成に向けて（静岡市景観計画より抜粋）

本市では、恵まれた自然景観、歴史・文化的景観に恵まれた中で、城下町と港湾都市という2つの異なる都市基盤を確立し、政令指定都市としての様々な都市機能の集積を活かした市街地景観を形成してきました。

良好な景観は、暮らしに豊かさとうるおいをもたらし、地域への誇りと愛着を感じさせ、まちの個性を育み、地域に活力を与えます。

そのため、静岡らしい景観を市民の共有財産として次世代に継承するため、引き続き、市民、事業者、市の役割分担と協働により、良好な景観をつくり、守り、育てることで、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した、心地よさが感じ続けられるまちづくりに取り組みます。

### 4-2 静岡らしい景観について（静岡市景観計画より抜粋）

静岡らしい景観を構成する要素を、「自然景観」、「歴史景観」、「都市景観」、「公共施設等」、「活動景観」の5つに区分しています。



#### 「自然景観」

南アルプスの山並み、有度山、豊石式のわさび田（有東木）、三保松原、安倍川、巴川、など

#### 「歴史景観」

旧東海道宿場町（町の景観）、登呂遺跡、清見寺（興津）、蒲原城跡、駿府城跡の翼櫓、静岡銀行本店（旧静岡三十五銀行本店）、など

#### 「都市景観」

JR静岡駅周辺、JR清水駅周辺、JR東静岡駅周辺、呉服町通り、清水港（日の出地区）、日本平からの眺望、イルミネーション（青葉シンボルロード）など

#### 「公共施設等」

静岡インターチェンジ、御幸通り、小黒の生活道路（道路・路地の景観）、安倍川（河川の景観）、城北公園、市役所静岡町庁舎本館、県立美術館、駿府匠宿、徳川家康公之像（駿府城公園）、など

#### 「活動景観」

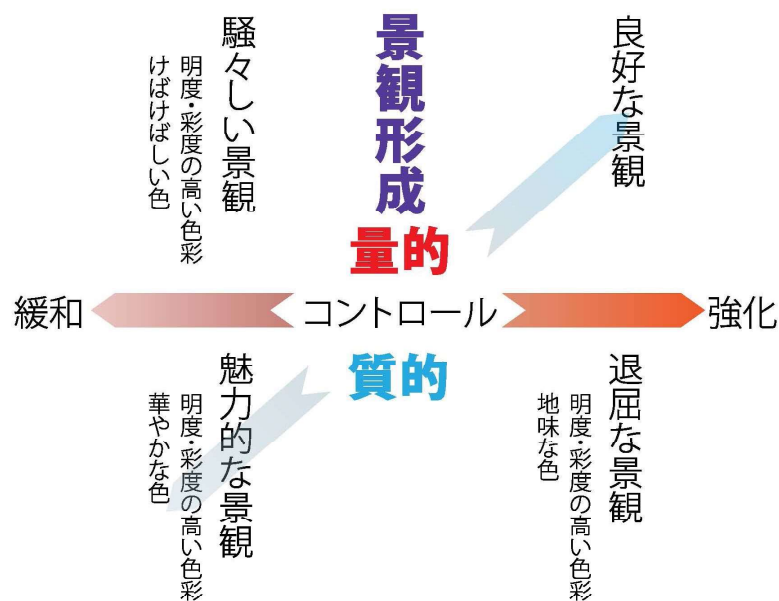
大道芸ワールドカップ、静岡まつり、清水エスパルスの試合、など

## 5 屋外広告と景観形成

### 5-1 屋外広告の量と質をコントロール

- 1、量の制限を強化すると退屈な寂しい景観にもなりますが、デザイン表現の質をあげるにより良好な景観を作ることができます。
- 2、量の制限を緩和すると騒々しい景観にもなりますが、デザイン表現の質をあげると賑わいのある活性化した景観を作ることができます。

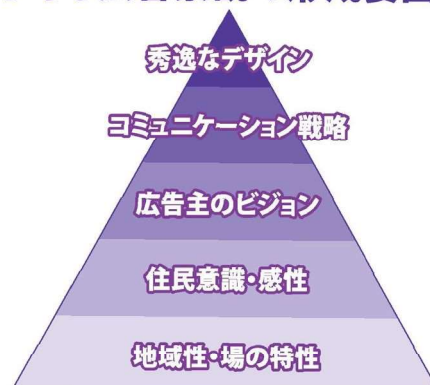
クリエイターは、量的規制に対して遵法で質の高い屋外広告物の計画にしていきましょう。



### 5-2 クリエーターが秀逸なデザインを目指すのにあたり

広告主のビジョンを反映するのはもちろんですが、地域性・場の特性に調和させ住民意識・感性に寄り添ったコミュニケーション戦略を練ったデザイン表現をすることは  
住民意識の後押しにも繋がり共感を呼ぶ効果的な屋外広告になります。

### 魅力的な広告景観の形成要因



出典：令和6年度研修「景観まちづくり」

【11】屋外広告物/一般財団法人全国建設研修センター

講師：富山大学 理事・副学長 武山良三

# 1章 策定にあたって

## 6 屋外広告と景観形成の事例

### 6-1 屋外広告と町の良い景観との事例



看板の面積、照明など全面的に見直されている



高さを抑えた例

コーポレートカラーを調整した例



## 7 静岡市屋外広告物のみせかたに係る現状と課題

### 7-1 静岡市屋外広告物のみせかたに係る現状と課題

本市には、問題が見受けられる屋外広告物が多く存在しています。これらの広告物は過去からの積み重ねにより増加しています。静岡市には、静岡市屋外広告物条例があり、大きさや構成に関する規制があり、規制地域や看板の種類などにより大きさや面積が規定されています。各規制地域では、基準を超えた場合、屋外広告物許可申請が必要になります。また、広告物の規模や設置場所などにより工作物確認申請、道路（上空）占用許可申請も必要となります。

一番の問題は、決められた基準による安全性の確保が出来ていないところにあります。まずは、屋外広告物の制作者は各種条例を理解し、遵法・安心・安全な屋外広告物を提供する必要があります。ここでは、屋外広告物法の目的から二つの現状と課題や近年の多様化する表現手法について、下記のとおり必要性を整理しました。

#### ①決められた基準による安全性の確保が出来ていないこと

各種法令の遵守を徹底し、安全で、安心できる屋外広告物を提供する責任があることを認識する必要があります。また、行政もこれらの屋外広告物の是正に努めていく必要があります。

→上記課題については「静岡市屋外広告物ガイドライン①安全点検編」、「静岡市屋外広告物ガイドライン②つくりかた編」にて解説しています。

#### ②目立つことが優先され、結果としてバラバラな広告表現となってしまうこと

案内看板・店舗表示看板などは各々が持つ表示要素があります。簡潔でみやすい案内看板や建築物とのバランスのとれた看板など、設置場所の環境や景観に配慮することに加えて、構造体のデザインも含めて屋外広告物です。今後も引き続き、良いまち並み、良い屋外広告物を創るための取り組みが必要となってきます。

→上記課題については「第2章 表示等に関する配慮事項」にて解説しております。



### 多様化する広告表現

近年新しい屋外広告物の表現手段として、デジタルサイネージなどの情報装置の設置が増えてきています。その他にも、プロジェクションマッピングやレーザー光などの外壁照射広告などがあります。本市においても、壁面広告や野立広告板などにLEDなどを使用した情報装置の設置が増えてきています。

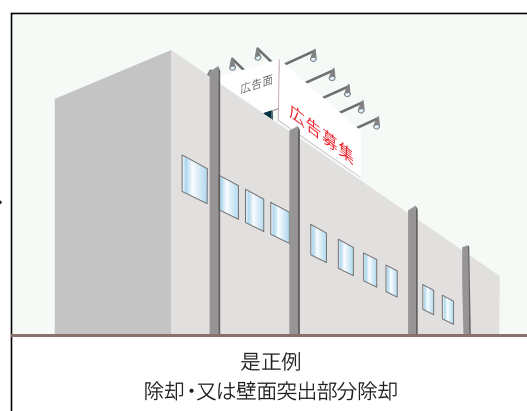
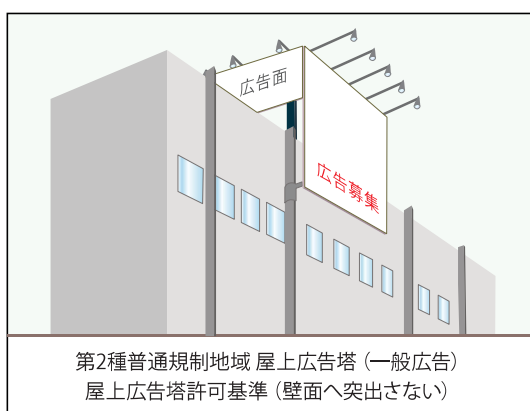
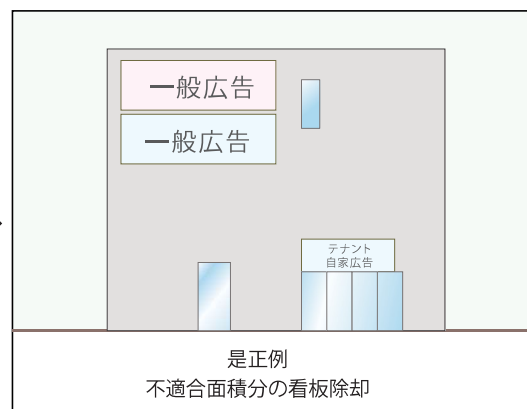
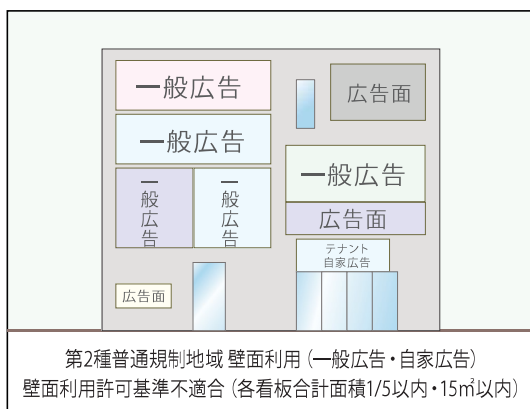
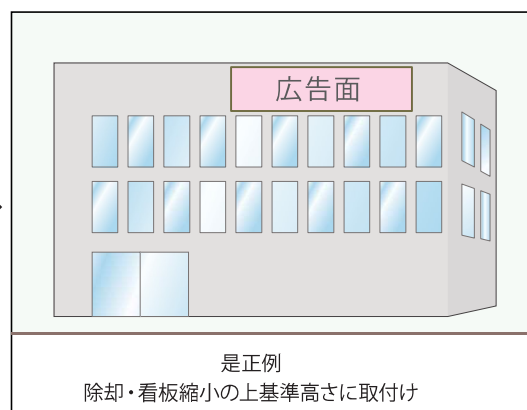
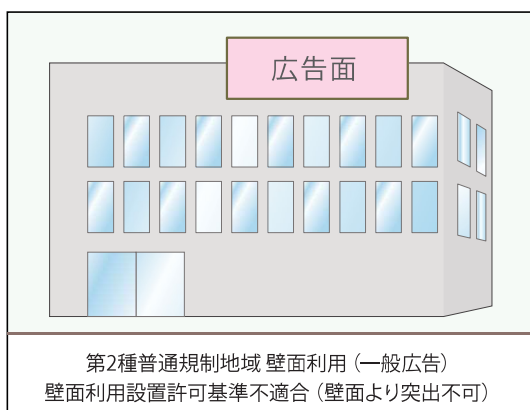
デジタルサイネージなどの情報装置や外壁照射広告は氾濫すると景観を阻害する要因となります。本市では、まず、多様化する広告表現について、現状を把握して本ガイドラインに配慮事項を追加するなどの対応策を検討していく必要があります。

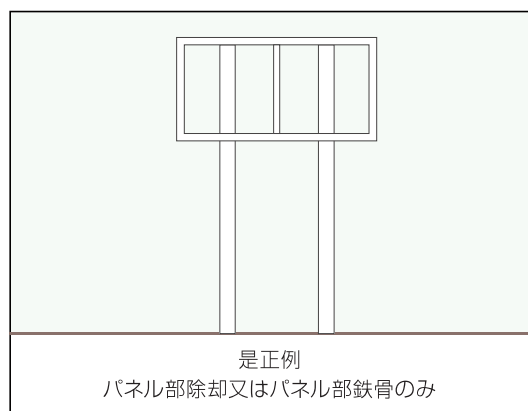
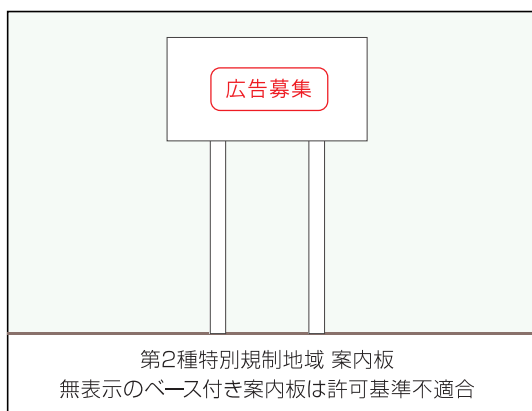
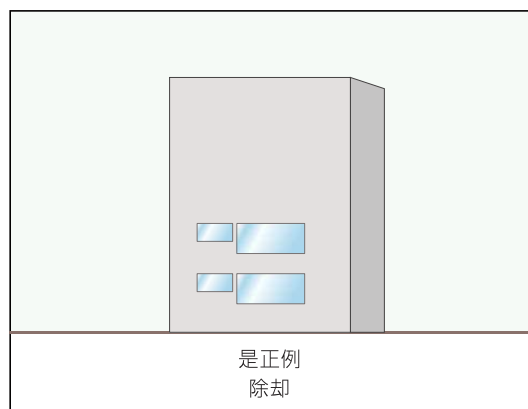
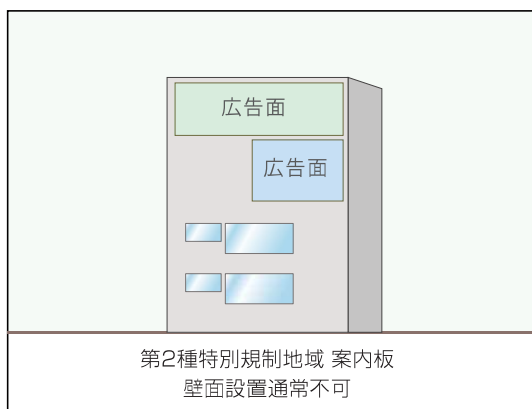
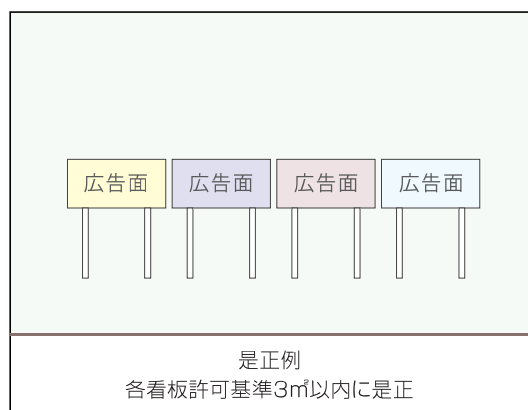
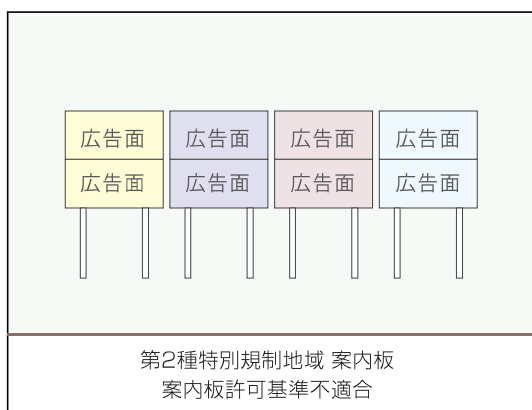
なお、デジタルサイネージは発光を伴いかつ通常の広告物よりも重くなることから、交通の安全を阻害するものでないこと、その構造において安全が担保されていることなどを現状では指導しています。

# 1章 策定にあたって

## 7 静岡市屋外広告物のみせかたに係る現状と課題

### 7-2屋外広告物の是正例





# 1章 策定にあたって

## 7 静岡市屋外広告物のみせかたに係る現状と課題

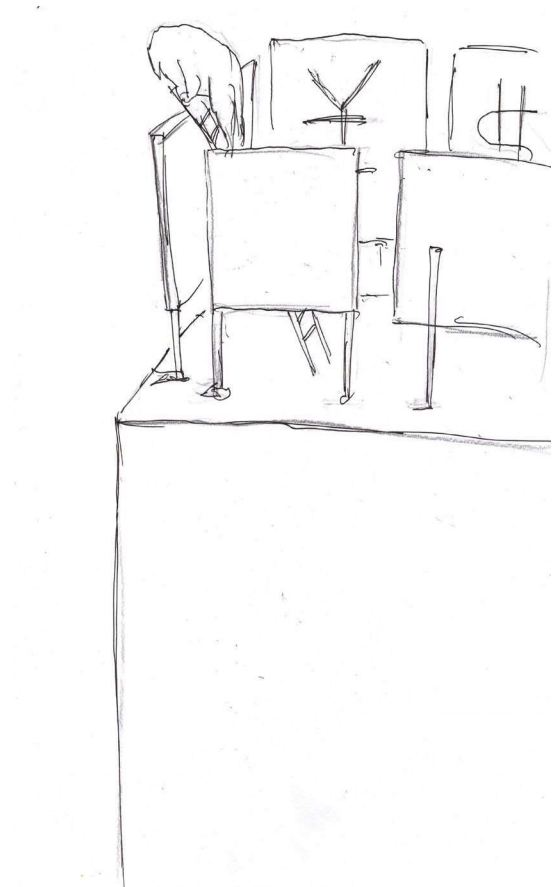
### 7-3 静岡市の是正例

静岡市屋外広告物条例により個別基準不適合 改善例



### 環境に配慮した事例





## 2章 表示等に関する配慮事項

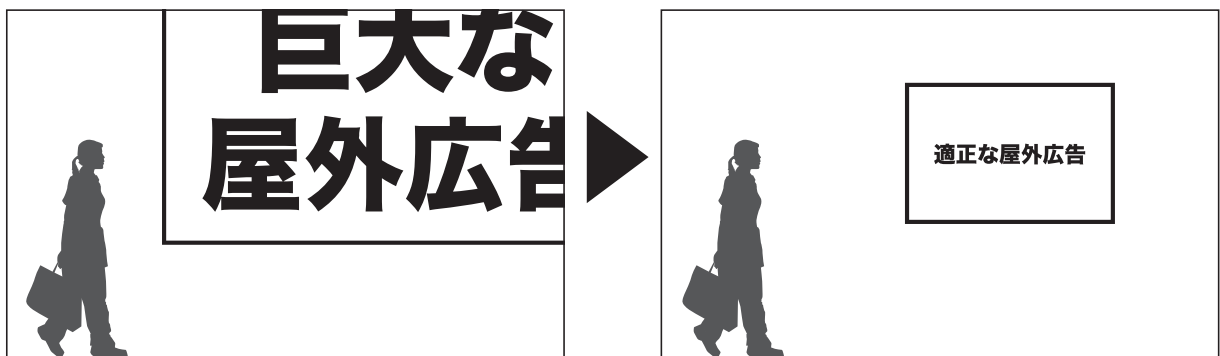
本章では、遵法であることを前提として屋外広告物を計画するにあたり配慮すべき点として、以下の5つについて、その考え方や推奨基準を示します。

### ①大きさ ②協調性 ③情報の整理・構成 ④色彩 ⑤地域性・場所性

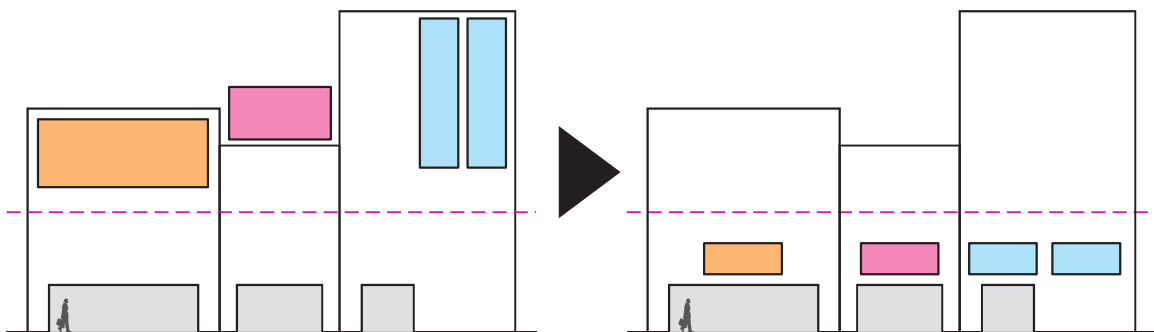
屋外広告物本体の大きさや表示面のレイアウトなど、適正な屋外広告物をデザインするために、本章の配慮事項を活用してください。

#### 1 大きさ

広告物の大きさが景観に与える影響は少なくなく、まちなみや建物のスケールから逸脱した規模の看板は、景観を阻害する大きな要因となります。また、幅員の狭い道路などでは、広告物と歩行者との距離が近く、たとえ広告物の面積が規制の基準内であっても、場合によっては歩行者に圧迫感を与えてしまうことがあります。そのため地区の規制のみではなく、周辺環境を正しく読み取り、設置状況に適した規模となるよう検討する必要があります。



設置場所のヒューマンスケールを逸脱した広告物は圧迫感を与え、情報自体も読みにくい。



一般的に、歩行者の視界に入る高さはビルの3階程度までとされている。  
広告への視認距離や視界に入る範囲、掲出規模をよく検討すれば、不必要に大きな広告は必要ない。